

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 四月 二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小堀眼科	青森市中佃二丁目七―三四	令和八年四月十五日
すとう小児科クリニック	青森市三好一丁目八―二	令和八年四月十五日
富士胃腸科循環器科医院	青森市千富町一―四―一六	令和八年四月一日
高橋眼科	青森市堤町二丁目一番二六号	令和八年四月一日
青森県立あすなる療育福祉センター診療部	青森市大字石江字江渡一〇一	令和八年四月一日
青森県立さわらび療育福祉センター診療部	弘前市大字中別所字平山一六八	令和八年四月一日
ひろさき糖尿病・内科クリニック	弘前市大字城東北四丁目四の二〇	令和八年四月一日
沢田内科医院	弘前市茂森新町一丁目六の四	令和八年四月一日

名称	所在地	指定年月日
くどう整形外科クリニック	八戸市売市四丁目七番地一四号	令和八年四月一日
つがる西北五広域連合つがる総合病院	五所川原市字岩木町一二番地三	令和八年四月一日
平川市国民健康保険平川診療所	平川市柏木町藤山二三番地二	令和八年四月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和 八年 四月 二十八日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
テックファーマシー沖館	青森市沖館一丁目九―二五	令和八年四月十五日
どんぐり薬局なみおか	青森市浪岡大字女鹿沢字平野二二七―二九	令和八年四月一日
磯木薬局岩木店	弘前市真土勝劔林三三四番四	令和八年四月一日
いちい薬局弘前北横町店	弘前市北横町五〇―二	令和八年四月一日
サン調剤薬局 安原店	弘前市安原二丁目一―三五	令和八年四月二十日
つくし薬局	八戸市南類家五丁目一―一〇	令和八年四月一日
売市薬局	八戸市売市四丁目七番一五号	令和八年四月一日
えびな調剤薬局本店	五所川原市字川端町二―一五	令和八年四月一日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
つがる調剤薬局	五所川原市字柳町一―四	令和八年四月一日
まちい調剤薬局	平川市町居山元九六一―	令和八年四月一日
クローバー調剤薬局尾上店	平川市尾上栄松二〇五番	令和八年四月一日
ふれあい薬局平川店	平川市柏木町藤山二四番地八	令和八年四月一日